

令和7・8年度
胎内市建設工事入札参加資格審査申請要領

令和6年12月
胎内市

令和7・8年度において、胎内市が行う建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、胎内市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年告示第10号）（以下「審査規程」といいます。）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

【目次】

I 申請方法

1. 参加資格の種類（建設工事の種類）	2
2. 資格審査申請をすることができる方	2
3. 入札参加資格の格付けについて	3
4. 技術職員数の補正について	3
5. 提出期間及び参加資格の有効期間	4
6. 提出方法	4
7. 提出先	5
8. 提出部数	5
9. 定期申請に係る申請書等提出後、令和7年2月28日までの間に 新しい総合評定通知書が交付された場合等の取扱い	5
10. 提出書類	6
11. 提出書類等の作成について	9
12. その他	10

II 記入方法

1. 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】	12
2. 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】	14
3. 技術職員数等に関する書類【第3号様式】	14
4. 技術職員数一覧【第4号様式】	15
5. 技術職員名簿【第5号様式】	18
6. 暴力団等の排除に関する誓約書	19
7. 委任状	19
別表 業種区分コード表	20

I 申請方法

1. 参加資格の種類（建設工事の種類）

以下の 29 種類です。それぞれの種類ごとに資格審査の受付けをします。

- | | | |
|--------------------|--------------|------------|
| 1) 土木一式工事 | 11) 鋼構造物工事 | 21) 熱絶縁工事 |
| 2) 建築一式工事 | 12) 鉄筋工事 | 22) 電気通信工事 |
| 3) 大工工事 | 13) 舗装工事 | 23) 造園工事 |
| 4) 左官工事 | 14) しゅんせつ工事 | 24) さく井工事 |
| 5) とび・土工・コンクリート工事 | 15) 板金工事 | 25) 建具工事 |
| 6) 石工事 | 16) ガラス工事 | 26) 水道施設工事 |
| 7) 屋根工事 | 17) 塗装工事 | 27) 消防施設工事 |
| 8) 電気工事 | 18) 防水工事 | 28) 清掃施設工事 |
| 9) 管工事 | 19) 内装仕上工事 | 29) 解体工事 |
| 10) タイル・れんが・ブロック工事 | 20) 機械器具設置工事 | |

2. 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請ができるのは、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が 1 年に満たない者。

イ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」といいます。）を受けていない者。

ウ 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含みます。）第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年以内であって市長が定める期間を経過しない者。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

オ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前 3 年の各事業年度のいずれの事業年度にも完成工事高を有しない者。

カ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）が経営に実質的に関与していると認められる者。

ク 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

ケ 暴力団員であると認められる者。

コ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

サ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。

シ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含みます。下記スにおいて同じです。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

ス 法人であって、その役員のうち上記ケからサまでのいずれかに該当する者があるもの。

セ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除きます。）

(ア) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

(イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(ウ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ソ 胎内市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

3. 入札参加資格の格付けについて

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」について、入札参加資格申請における総合評定値通知書の総合評定値及び技術者数に基づき、以下のとおり「A」又は「B」の等級に格付けを行います。

ただし、「4. 技術職員数の補正について」の要件を満たす市内業者は、所定の書類を提出し、その内容が適当であると認められた場合に限り、補正後の技術職員数に基づき格付けを行います。

工種	等級	条件
土木一式	A	次の(1)(2)をいずれも満たしていること。 (1)総合評定値が800点以上 (2)一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が3人以上
	B	Aランク以外
建築一式	A	次の(1)(2)をいずれも満たしていること。 (1)総合評定値が650点以上 (2)一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が2人以上
	B	Aランク以外
電気	A	次の(1)(2)をいずれも満たしていること。 (1)総合評定値が700点以上 (2)一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が2人以上
	B	Aランク以外
管	A	次の(1)(2)をいずれも満たしていること。 (1)総合評定値が650点以上 (2)一級技術職員が1人以上で、かつ、一級二級合わせた技術職員数が2人以上
	B	Aランク以外

4. 技術職員数の補正について

(1) 次のアからエのすべてを満たす方は、技術職員数の補正を行うことができます。

ア 市内業者（胎内市内に主たる営業所が所在する業者）

イ 「土木一式」「建築一式」「電気」「管」のいずれかに申請する方

ウ 経営事項審査の審査基準日現在の技術職員数が、総合評定値通知書に記載の技術職員数と異なる場合（経営事項審査での技術職員の資格要件の重複が2業種までであることにより、総合評定値通知書に記載の1、2級技術職員数との差異が生じる場合、又は、審査基準日現在に常時雇用されている職員で、雇用期間が審査基準日前6か月を超えていなかった

たため、経営事項審査の「技術職員名簿」に記載できなかった職員がいる場合)
エ 技術職員数の補正を希望する場合

(2) 提出書類

- ・技術職員数等に関する書類【第3号様式】
 - ・技術職員数一覧【第4号様式】
 - ・技術職員名簿【第5号様式】
 - ・技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等の写し
- ※P6「10. 提出書類」参照

5. 提出期間及び参加資格の有効期間

1. 定期申請

提出期間	参加資格の有効期間
令和7年 2月 3日 から 令和7年 2月28日まで	令和7年 5月1日 から 令和9年4月30日まで

※郵送の場合は、令和7年2月28日消印分まで有効

宅配便の場合は、令和7年2月28日必着分まで有効

2. 随時申請 ※令和7年5月1日から提出可能となります。

提出期間	参加資格の有効期間
令和7年 5月 1日 から 令和7年 5月16日まで	令和7年 6月1日 から 令和9年4月30日まで
令和7年 5月17日 から 令和7年 7月15日まで	令和7年 8月1日 から 令和9年4月30日まで
令和7年 7月16日 から 令和7年 9月15日まで	令和7年10月1日 から 令和9年4月30日まで
令和7年 9月16日 から 令和7年11月15日まで	令和7年12月1日 から 令和9年4月30日まで
令和7年11月16日 から 令和8年 1月15日まで	令和8年 2月1日 から 令和9年4月30日まで
令和8年 1月16日 から 令和8年 4月15日まで	令和8年 5月1日 から 令和9年4月30日まで
令和8年 4月16日 から 令和8年 6月15日まで	令和8年 7月1日 から 令和9年4月30日まで
令和8年 6月16日 から 令和8年 8月15日まで	令和8年 9月1日 から 令和9年4月30日まで
令和8年 8月16日 から 令和8年10月15日まで	令和8年11月1日 から 令和9年4月30日まで
令和8年10月16日 から 令和8年12月15日まで	令和9年 1月1日 から 令和9年4月30日まで

※各提出期間の必着分まで有効

6. 提出方法

市内業者：持参、郵送又は宅配便とします。

市外業者：原則、郵送又は宅配便とします。

受付時間 各日 午前9時00分から午後5時00分まで

(胎内市の休日を守る条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除きます。)

受付受領書を希望する場合

(1) 持参の場合：受付受領書または申請書の控え等をお持ちください。

(2) 郵送の場合：受付受領書または申請書の控え等と返信用封筒または返信用はがき（切手貼

付のこと。)を同封してください。※返信用封筒または返信用はがきの同封がない場合、返信出来かねますのでご了承ください。

なお、当該押印をもって審査完了ではありません。後日の審査等において内容を確認することがありますので、ご承知おきください。

7. 提出先

〒959-2693
新潟県胎内市新和町2番10号
胎内市役所 財政課 契約検査係
電話：0254-43-6111（内線1341・1346）

8. 提出部数

1部

【申請書類の綴り方について】

申請書及び添付書類は、「10. 提出書類」、の項番順にホチキス綴じにしてください。
ホチキス綴じができない場合は、紙紐で綴じ提出してください。（黒紐は使用しないでください。）

申請書上部に2箇所ホチキス止めをしてください。
ホチキス止めができない場合、2箇所穴開けをし、
紙紐で綴り提出してください。

様式第1号(第3条関係)	建設工事入札参加資格審査申請書	年 月 日
年度において、胎内市で行う建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。		
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。		
(あて先)胎内市長		
申請区分	業者番号	申請者 〔法人の場合は、商号又は 名称及び代表者の職氏名〕
		(実印)

9. 定期申請に係る申請書等提出後、令和7年2月28日までの間に 新しい総合評定値通知書が交付された場合等の取扱い

申請書等提出後、令和7年2月28日までの間に新しい総合評定値通知書が交付されたときは、当該総合評定値通知書の写しを提出するとともに、次の事項に変更等がある場合は、該当する書類等を提出してください。なお、提出済みの次の書類等に変更等がある場合は、新しく交付された総合評定値通知書の審査基準日における状況に基づき、改めて該当する書類等を提出してください。

※令和7年2月28日以降に総合評定値通知書の更新があった場合、最新のものの提出は不要です。

10. 提出書類

- ◎ 提出必須（記入すべき事項がない場合も白紙のまま提出してください。）
- △ 該当がある場合、提出してください。
- × 提出不要

※1 「市内業者」：胎内市内に主たる営業所が所在する事業者

※2 「市外業者」：胎内市外に主たる営業所が所在する事業者

◎主たる営業所とは、俗にいう本社・本店のこととなります。

(1) 定期申請において申請する場合

随時申請において新規で申請する場合

申請書及び添付書類	市内 業者 ※1	市外 業者 ※2
① 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】 ※申請者は、主たる営業所名義で作成してください。	◎	◎
② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」といいます。）の写し (1)定期申請の場合 審査基準日が令和5年7月28日以降であり、かつ有効な総合評定値通知書であることが必要です。（該当する通知書が2以上ある場合は、そのうちの最新のものを提出してください。以下同じです。） 随時申請の場合 申請しようとする日の1年7か月前の日以降であり、かつ有効な総合評定値通知書であることが必要です。 (2)当該通知書で雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況の <u>いずれかが「無（未加入）」となっていない場合は、⑩及び⑪の提出は不要です。</u> (3) <u>資格審査を申請しようとする業種について、総合評定値通知書では、過去3年間の完成工事高を有していることが確認できない場合、建設業法第11条第2項の規定に基づき変更届に添付した様式第3号の写し等又は完成工事高を有する事業年度の経営事項審査の申請書の控え（いずれも収受印があるものに限る）を「②総合評定値通知書の写し」の次に添付してください。（過去3年に完成工事高がない場合は登録できません）</u> ※(3)が該当となるケース 「総合評定値通知書」の完成工事高算出において2年平均を選択しており、資格審査を申請しようとする業種の完成工事高の欄が「0」と表示されている場合	◎	◎
③ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】 契約締結権限等を委任する営業所等について記入してください。 ※主たる営業所以外の営業所がない場合は、空白箇所に「該当なし」と記入し提出してください。	◎	◎

④ 技術職員数等に関する書類【第3号様式】 ※「土木一式」「建築一式」「電気」「管」いずれかの工種について、登録を希望する場合のみ提出してください。	△	△
⑤ 技術職員数一覧【第4号様式】 （技術職員数の補正を希望する場合のみ） ※技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等の写しを添付すること。	△	/
⑥ 技術職員名簿【第5号様式】 ※市外業者については、胎内市内に従たる営業所があり、かつ当該営業所を委任先として指定する場合のみ提出してください。	◎	△
⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書	◎	◎
⑧ 建設業許可申請書別紙2の写し ※契約締結権限等（入札・見積・契約等）を支店又は営業所等（以下「従たる営業所」といいます。）に委任する方は、提出してください。	×	△
⑨ 営業所における専任技術者に関する書類 ※市外業者については、胎内市内の従たる営業所を委任先として指定する場合のみ提出してください。 建設業法許可の申請・変更等の届出時に提出している「専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2））」又は「専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）」の写しを提出してください。	◎	△
⑩ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入の届出を行ったことを確認することができる書類の写し ②「総合評定値通知書」 において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況のいずれかが「無（未加入）」となっている場合で、 ②「総合評定値通知書」 の審査基準日以降に加入の届出を行った者のみ、以下の書類を提出してください。 当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。 健康保険・厚生年金保険が（加入）となった場合は、次のいずれかを提出してください。 （保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施してください。） <ul style="list-style-type: none"> ● 申請時の直近1か月分の領収証書の写し ● 標準報酬決定通知書の写し ● 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ● 健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所の受領印のあるもの）の事業主控えの写し 雇用保険が「加入」となった場合は、次の書類のいずれかを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の写し ● 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ● 雇用保険適用事業所設置届（ハローワークの受領印のあるもの）の事業主控えの写し 	△	△

<p>⑪ 適用除外申告書</p> <p>※「②総合評定値通知書」において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況のいずれもが「無（未加入）」となっている場合で、審査基準日以降に適用除外となった者のみ、適用除外となった事実を証する書類を提出してください。</p> <p>当該書類により未加入でなくなったことが確認できた場合に限り、資格審査申請を行うことができます。</p>	△	△
<p>⑫ 胎内市の納税証明書</p> <p>（未納税額のない証明用） ※胎内市税務課発行</p> <p>※証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもののみ有効（写し可）。</p> <p>【市内業者】納税義務の有無にかかわらず提出してください。</p> <p>【市外業者】胎内市に納税義務がある方のみ提出してください。</p>	◎	△
<p>⑬ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>（未納税額のない証明用） ※税務署発行</p> <p>※証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもののみ有効（写し及び電子納税証明書を印刷した書類の提出可）。</p> <p>免税事業者の場合であっても、必ず提出してください。</p> <p>【法人の場合】納税証明書「その3の3」</p> <p>【個人の場合】納税証明書「その3の2」</p>	◎	◎
<p>⑭ 委任状</p> <p>※従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。</p> <p>参考様式を示しますので委任事項を加除修正の上、使用してください。</p>	△	△

(2) 随時申請において工種の追加申請をする場合

令和7・8年度の胎内市建設工事入札参加資格を有する方が、追加申請（工種の追加）をする場合は、「10. 提出書類」のうち、以下のものを提出してください。

※項番は「(1) 定期申請において申請する場合／随時申請において新規で申請する場合」と同じ番号となっています。

◎ 提出必須（記入すべき事項がない場合も白紙のまま提出してください。）

△ 該当がある場合、提出してください。

× 提出不要

申請書及び添付書類	市内業者	市外業者
① 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】 ※申請書内の「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄には、追加する工種のみ「○」を記入してください。	◎	◎
② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※申請しようとする日の1年7か月前の日以降であり、かつ有効な総合評定値通知書であることが必要です。	◎	◎
④ 技術職員数等に関する書類 ※「土木一式」「建築一式」「電気」「管」いずれかの工種について、登録を希望する場合のみ提出してください。	△	△
⑤ 技術職員数一覧（技術職員数の補正を希望する場合）※市内業者のみ ※技術職員数一覧に記載した業種ごとの職員の資格者証等の写しを添付すること。	△	×
⑧ 建設業許可申請書別紙2の写し ※追加する工種が該当する場合のみ	×	△
⑫ 胎内市の納税証明書 （未納税額のない証明用） ※胎内市税務課発行	◎	△
⑬ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 （未納税額のない証明用） ※税務署発行	◎	◎

11. 提出書類等の作成について

申請書類の作成にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 申請者は、主たる営業所（俗にいう、本社・本店）で作成してください。したがって、申請者は、主たる営業所の代表者となります。
- (2) 複数の業種（建設工事、建設コンサルタント等業務、物品・役務等）の申請を行う場合は、申請業種ごとに申請書を作成し、それぞれ審査を受けてください。
- (3) 透明性を確保するため、申請に伴い作成された書類のうち、当該法人・個人及び団体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないと判断したものについては、当該書類は情報開示の対象となりますので、ご承知おきください。

12. その他

上記のほか、次の点に留意してください。

(1) 申請書の受領について

申請書の受領書又は受付印が必要な場合は、受付受領書または申請書の控え等と返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印した受領書等を返送します。

持参の場合は、受付受領書または申請書の控え等に受付印を押印しお渡しします。

なお、この受付印は、「申請要領に従って作成された適正な申請書を受領した」ということを表すものではありません。「内容が正しいかどうかを問わず単に受領した」ことを表すものです。

(2) 資格審査について

ア 建設工事の種類ごとに参加資格の審査を行います。工種の追加は、令和7年5月1日以降の随時申請から可能となります。

イ 入札参加資格者名簿への登載は、令和7年2月28日現在の経営事項審査の結果及び総合評定値（最新かつ有効なもの）により行います。なお、格付は2年間変更しません。

申請書提出から令和7年2月28日までの間に総合評定値通知書の更新があった場合は最新のものを出してください。令和7年2月28日以降に総合評定値通知書の更新があった場合、最新のものを出さなくてもよい。

(3) 資格審査結果について

提出書類を基に参加資格の審査を行います。参加資格を有すると認められた方については、入札参加資格者名簿に登載し、ホームページ及び本庁舎3階の設計図書閲覧所で公表します。

個々に資格審査結果を通知することは予定していませんのでご了承ください。

(4) 参加資格の承継について

営業若しくは事業の譲渡、合併、分割又は相続のあった方からの申請によって参加資格者の営業又は事業を承継したと認められるときは、その参加資格を承継することができます。参加資格を承継しようとする方は、承継申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて提出してください。

(5) 変更届出書の提出について

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届出書（様式第2号）に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

なお、現に本市と契約を締結している方で、必要な添付書類の完成を待っていると契約金額の請求・受領や入札の参加等に支障をきたすおそれのある方は、取り急ぎ添付書類以外を提出してください。

①商号又は名称

②営業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号等

（主たる営業所、新潟県内の営業所及び委任先に指定されている営業所に限る。）

③代表者の職氏名（法人）

④代理人の職氏名

⑤建設業許可区分及び許可番号

⑥営業所専任技術者

(市内業者及び市内の従たる営業所に委任する者に限る。)

(6) 廃業等届出書の提出について

申請書を提出した後に次に掲げる事項に該当することになった場合は、廃業等届出書(様式第3号)を、速やかに提出してください。

①入札参加資格者が死亡したとき

②法人が合併その他の事由により解散したとき

③許可を受けた建設業を廃止したとき

④参加資格を辞退しようとするとき

(7) 技術職員名簿の変更届出について (市内業者のみ)

市内業者で、申請書等を提出した後に、技術職員名簿【第5号様式】に記載された技術職員に変更(技術職員の削除又は追加、資格等の変更)があった場合は、技術職員名簿の変更届【第6号様式】を提出してください。

郵便番号：〒959-2693

住所：新潟県胎内市新和町2番10号

部署：胎内市役所 財政課 契約検査係

電話：0254-43-6111 (内線1341・1346)

FAX：0254-43-2868

メール：keiyaku@city.tainai.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/nyusatsu/index.html>

II 記入方法

1. 建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】

申請者は、主たる営業所（俗にいう、本社・本店）を記入してください。したがって、申請者は、主たる営業所の代表者となります。

(1) 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する記号を選択（記入）してください。

申請の区分	申請の内容	記号
新規申請	令和5・6年度の胎内市の建設工事入札参加資格を有しない方（名簿に登載されていない方）が、申請をする場合	新規
継続申請	令和5・6年度の胎内市の建設工事入札参加資格を有している方が、令和7・8年度の建設工事入札参加資格を申請する場合	継続
追加申請	令和7・8年度の胎内市の建設工事入札参加資格を有している方が、既に認められている参加資格以外の業種について申請する場合	追加

※「令和5・6年度の胎内市の建設工事入札参加資格」とは、令和7年4月30日まで有効な入札参加資格となります。

(2) 「業者番号」の欄

継続申請の方は、令和5・6年度の胎内市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている業者番号を記入してください。ただし、新規申請であっても他の業種（建設コンサルタント等又は物品役務等）で業者番号を有している場合はその番号を記入してください。（以下同じです。）

(3) 「経営事項審査申請時の建設業許可番号」の欄

建設工事入札参加資格審査申請書に添付する総合評定値通知書（写し）に表示されている建設業許可番号を記入してください。「許可番号」欄は、右詰めで記入してください。

(4) 「前回資格申請時の建設業許可番号」の欄

記入は不要です。

(5) 「商号又は名称」の欄

ア 法人事業者は、次表を参考に法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	一般財団法人	(一財)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合名会社	(名)	有限責任事業組合	(責)	公益財団法人	(公財)
合同会社	(合)				

イ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字分空けて、事業主の氏名も記入してください。

ウ 「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。その際、上記表の略号は省略してください。

(6) 「代表者の職氏名」の欄

ア 代表者の職氏名は、左詰めとし、職名と姓、姓と名の上に1文字分空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは、左詰めとし、姓と名の上に1文字分空けてカタカナで記入してください。職名のフリガナは不要です。

(7) 「主たる営業所」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

都道府県名と市区郡町村名を記入してください。

イ 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、アの「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を登記事項証明書等に登録されているとおりに記入してください。

「丁目」、「番地」、「号」を「- (ハイフン)」等で省略しないでください。

ウ 「フリガナ」の欄

都道府県名と市区郡町村名、所在地をカタカナで記入してください。

エ 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

オ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

次の例を参考に記入してください。

0XXX-XX-XXXX 0XX-XXX-XXXX

(8) 「委任の有無」の欄

委任状を提出する場合は、「有」を選択（記入）してください。それ以外は、「無」を選択（記入）してください。

(9) 技術職員数の補正の欄（市内業者のみ）

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」のいずれかに申請する方のうち、技術職員数の補正を希望する場合は「有」を、希望しない場合は「無」を選択（記入）してください。

(10) 「入札参加を希望する建設工事の種類」の欄

入札参加を希望する建設工事について、その工種ごとの下欄に「○」を選択（記入）してください。この希望工種を基に資格審査を行います。

なお、希望した工種であっても総合評定値が算出されていない場合や過去3年の完成工事高を有していることが確認できない場合については、参加資格を認めません。

2. 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】

契約締結権限等を委任する営業所等について記入してください。

該当する営業所がないときは、表題下の空白部分に「該当なし」と記入して提出してください。

(1) 「業者番号」の欄

業者番号（第1号様式と同じ番号）を記入してください。

※第1号様式に入力すると自動入力されます。

(2) 「建設業の許可を受けている業種」の欄

記入する営業所ごとに、その営業所で建設業の許可を受けて営業している建設業の種類について、次のとおり記入してください。

ア 一般建設業許可を受けている建設業には「1」を記入してください。

イ 特定建設業許可を受けている建設業には「2」を記入してください。

(3) 「営業所等の名称」の欄

当該営業所等の名称のみを記入してください。

(4) 「営業所等の代表者の職氏名」、「営業所等の所在地」及び「連絡方法」の欄

「建設工事入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の各関連記入方法を参考に記入してください。

3. 技術職員数等に関する書類【第3号様式】

「土木一式」「建築一式」「電気」「管」のいずれかの工種について、入札の参加登録を希望する場合に提出してください。

○「土木一式」「建築一式」「電気」「管」の技術職員数

ア「補正」の欄

総合評定値通知書の技術職員数のままでよい場合・・・「0」（補正なし）

技術職員数の補正を希望する場合・・・・・・・・・・「1」（補正あり）※

※市外業者の方については、この欄の記入は不要です。

イ「総合評定値通知書の技術職員数」の欄

総合評定値通知書に記載されている技術職員数について転記してください。

（希望しない工種については、転記不要）

ウ「補正後技術職員数」の欄

「補正」の欄で「1」を選択した場合、記入してください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

※「1」（補正あり）と記載した工種（「土木」「建築」「電気」「管」）の級別の記載人数は、次の「4. 技術職員数一覧」で対応する工種の「市での対応する級区分」の級別の合計人数と一致している必要があります。

エ 「労働福祉の状況」の欄

(1) 「建退共等加入の有無」の欄

「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」又は「特定退職金共済制度」のいずれかに加入している方は「1」（加入あり）を、いずれにも加入していない方は「0」（加入なし）を記入してください。

(2) 「建災防協会加入の有無」の欄

建設業災害防止協会に加入している方は「1」（加入あり）を、加入していない方は「0」（加入なし）を記入してください。

4. 技術職員数一覧【第4号様式】

「3. 技術職員数等に関する書類」において、補正欄に「1」（補正あり）を選択した場合のみ、次のとおり提出してください。

技術職員数一覧に記載した工種ごとの職員の資格者証等（実務経験を証明する必要がある場合は、建設業許可の実務経験証明書）の写しを添付してください。

※資格者証等は、同一の資格であっても工種ごとに提示し、どの工種に関するものか分かるように、付箋やインデックス等を付けてください。

(1) 「業者番号」の欄

新規申請以外の方は、胎内市入札参加資格者名簿の業者番号を記入してください。

(2) 「「土木」技術職員数～「管」技術職員数」の欄

資格名の欄に掲げる資格を有する技術職員の人数を、右詰めで記入してください。

※ 技術職員の人数をカウントする場合は以下の考え方により行ってください。

1人の技術職員が2以上の資格を有する場合、その資格ごとにそれぞれ1人としてカウントしますが、記入の対象となる技術職員及び資格は、経営事項審査の申請を行った時の「技術職員名簿」に記載された職員及びその時点で保有している資格に限ります。それ以降の職員の追加及び資格の取得等の変動は認められないことに注意してください。

また、経営事項審査において「その他」又は「監理補佐」に区分される技術職員が、市の取り扱いでは「2級」に区分されるものがあることに注意してください。

工種（「土木」「建築」「電気」「管」）別の「市での対応する級区分」の級別の合計人数は、「技術職員数等に関する書類（第3号様式）」の対応する業種の「補正後技術職員数」欄の級別の記載人数と一致していることが必要です。

1 技術職員の資格のカウント方法

- (1) 1つの工種内で、1級相当及び2級相当の複数の資格を持つ職員は、1級相当の資格でカウントする。

《例1》ある職員が「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士（土木）」を持っている場合

- 「土木」で、「1級土木施工管理技士」の資格を1とカウントし、「土木」の資格者証としては「1級土木施工管理技士」の写しのみを提出する。
両方の資格でカウントすることはできない。

《例2》ある職員が「1級管工事施工管理技士」と「給水装置工事主任技術者」を持っている場合

→ 「管」で、「1級管工事施工管理技士」の資格を1とカウントし、「管」の資格者証としては「1級管工事施工管理技士」の写しのみ提出する。

両方の資格でカウントすることはできない。

(2) 1つの工種内で、同等（1級相当同士、2級相当同士）の複数の資格を持つ職員は、カウントする資格は1つまでとする。

《例》ある職員が「1級建築施工管理技士」と「1級建築士」を持っている場合

→ 「建築」で、「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」のいずれかの資格で1とカウントし、「建築」の資格者証としては、カウントする資格の資格者証の写しのみ提出する。

両方の資格でカウントすることはできない。

(3) 複数の工種に該当する資格を持っている職員は、全ての工種においてカウントでき、カウントできる工種の数に制限はない。

2 技術職員の資格のカウント方法のまとめ

(1) 工種ごとに、資格を持った職員がカウントできるのは1つの資格まで。

ア 1級相当と2級相当の資格を持っている場合、1級相当の資格でカウントする。

イ 同等（1級相当同士、2級相当同士）の資格を持っている場合、どの資格でカウントしてもよい。なお、同等であれば選んだ資格による結果の差異はない（例えば、技術士法に基づく資格を選んだ方が有利ということはない）。

ウ 資格者証等の写しはカウントする資格についてのみ提出する。

(2) 資格をもった職員がカウントできる工種の数に制限はない。

ア 該当する資格があれば、1人の職員が「土木」「建築」「電気」「管」の全てでカウント可能。

イ 資格者証等の写しは、同一の資格であっても工種ごとに提出する。

《例》ある職員が、以下の複数の資格を持っている場合

「土木」：「建設・総合技術監理（建設）」、「1級土木施工管理技士」、
「2級土木施工管理技士（土木）」

「建築」：「2級建築施工管理技士（建築）」

「電気」：「建設・総合技術監理（建設）」、「建築設備士」

「管」：「建築設備士」

→ カウント例としては以下のとおり

「土木」：「建設・総合技術監理（建設）」で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」の写しのみを提出。

「建築」：「2級建築施工管理技士（建築）」で1カウント。

資格者証としては、「2級建築施工管理技士（建築）」の写しを提出。

「電気」：「建設・総合技術監理（建設）」で1カウント。

資格者証としては、「建設・総合技術監理（建設）」の写しのみを提出。

「管」：「建築設備士」で1カウント。

資格者証等としては、「建築設備士」の写し及び実務経験証明書を提出。

※ 資格をカウントする際は、次の表を参考にしてください。

【凡例】◎→1級 □→監理補佐 ○→2級 △→その他

コード	技術職員区分			資格区分 〔資格取得後に必要な実務経験年数〕	建設業の種類				
	1級	2級	その他		土	建	電	管	
建設業法	111	○		一級建設機械施工技士	◎				
	005		○	一級建設機械施工技士補	□				
	212		○	二級建設機械施工技士 (第1種～第6種)	○				
	113	○		一級土木施工管理技士	◎				
	005		○	一級土木施工管理技士補	□				
	214		○	二級土木施工管理技士 (土木)	○				
	120	○		一級建築施工管理技士		◎			
	005		○	一級建築施工管理技士補		□			
	221		○	二級建築施工管理技士 (建築)		○			
	127	○		一級電気工事施工管理技士			◎		
	005		○	一級電気工事施工管理技士補			□		
	228		○	二級電気工事施工管理技士			○		
	129	○		一級管工事施工管理技士				◎	
	005		○	一級管工事施工管理技士補				□	
	230		○	二級管工事施工管理技士				○	
建築士法	137	○		一級建築士		◎			
	238		○	二級建築士		○			
技術士法	141	○		建設・総合技術監理(建設)	◎		◎		
	142	○		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)	◎		◎		
	143	○		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎				
	144	○		電気電子・総合技術監理(電気電子)			◎		
	146	○		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)				◎	
	147	○		上下水道・総合技術監理(上下水道)				◎	
	148	○		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)				◎	
	149	○		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	◎				
	151	○		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	◎				
	152	○		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)				◎	
電気工事士法	155		○	第一種電気工事士			○		
	256		○	第二種電気工事士〔3年〕			△		
	電気事業法	258		○	電気主任技術者(第1種～第3種)〔5年〕			△	
		水道法	265		○	給水装置工事主任技術者〔1年〕			△
職業能力 開発促進法 (※)	174		○	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級)				○	
	274		○	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(2級)〔3年〕				△	
	175		○	給排水衛生設備配管(1級)				○	
	275		○	給排水衛生設備配管(2級)〔3年〕				△	
	176		○	配管・配管工(1級)				○	
	276		○	配管・配管工(2級)〔3年〕				△	
	170		○	建築板金「ダクト板金作業」(1級)				○	
	270		○	建築板金「ダクト板金作業」(2級)〔3年〕				△	

(※)職業能力開発促進法の規定に係る2級の技術検定の合格後に必要な実務経験年数は、平成15年度以前の合格者は1年

コード	技術職員区分			資格区分 〔資格取得後に必要な実務経験年数〕	建設業の種類			
	1級	2級	その他		土	建	電	管
062			○	建築設備士〔1年〕			△	△
063			○	計装〔1年〕			△	△

5. 技術職員名簿【第5号様式】

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ、ロ若しくはハに該当する職員（以下「技術職員」といいます。）の氏名、生年月日及びその方が所有している資格の種類並びに建設業監理技術者資格者証に係る建設業の種類及びその交付番号について、作成基準日現在の状況で、次のとおり記入してください。

(1) 「業者番号」の欄

業者番号を記入してください。

(2) 「氏名」の欄

姓と名の間を1文字分空けて記入してください。

(3) 「生年月日」の欄

ア 年号の欄

次のとおり、年号に対応した記号を記入してください。

昭和：「S」 平成：「H」

イ 年月日の欄

技術職員の生年月日について、次の例にならって、年、月、日をそれぞれ2桁で記入してください。

<例>昭和54年10月1日生まれの方の場合 「S541001」

(4) 「有資格区分コード」の欄

技術職員が有する資格について、資格区分ごとに3ケタのコード番号を左詰めで記入してください。

(コード番号は、経営事項審査申請におけるコード番号と同じです。)

(5) 「実務経験業種」の欄

「有資格区分コード」の欄に、「001」、「002」、「003」、「004」を記入された技術職員について、主に担当している建設業の種類を、2業種を限度として、別表「業種区分コード表」により、2桁のコード番号を記入してください。

(6) 「監理技術者資格者証」の欄

技術職員のうち、建設業監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を受講している技術職員に限り、次のとおり記入してください。

ア 「登録業種」の欄

建設業監理技術者資格者証に記載されている建設業の種類を、別表「業種区分コード表」により、該当する2桁のコード番号を記入してください。

イ 「交付番号」の欄

建設業監理技術者資格者証の交付番号を右詰めで、記入してください。

6. 暴力団等の排除に関する誓約書

この様式は、胎内市建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項第6号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認の上、必要事項を記入してください。（代表者の生年月日の記入漏れがないようにしてください。）

※営業所に委任している場合であっても、主たる営業所の代表者名で提出してください。

7. 委任状

入札・契約等に関する一切の権限を従たる営業所等に委任する場合に提出してください。参考様式を示しますので委任事項を加除修正の上、使用してください。なお、自社様式がある場合はその様式を使用させていただいて構いませんが、参考様式に示す項目を満たすようにしてください。

委任者の押印は不要ですが、受任者の押印は引き続き必要です。

別表 業種区分コード表

建設工事の種類	建設業の種類	略号	コード
土木一式工事	土木工事業	(土)	01
建築一式工事	建築工事業	(建)	02
大工工事	大工工事業	(大)	03
左官工事	左官工事業	(左)	04
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	(と)	05
石工事	石工事業	(石)	06
屋根工事	屋根工事業	(屋)	07
電気工事	電気工事業	(電)	08
管工事	管工事業	(管)	09
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	(タ)	10
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	(鋼)	11
鉄筋工事	鉄筋工事業	(筋)	12
舗装工事	舗装工事業	(舗)	13
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	(しゅ)	14
板金工事	板金工事業	(板)	15
ガラス工事	ガラス工事業	(ガ)	16
塗装工事	塗装工事業	(塗)	17
防水工事	防水工事業	(防)	18
内装仕上工事	内装仕上工事業	(内)	19
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	(機)	20
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	(絶)	21
電気通信工事	電気通信工事業	(通)	22
造園工事	造園工事業	(園)	23
さく井工事	さく井工事業	(井)	24
建具工事	建具工事業	(具)	25
水道施設工事	水道施設工事業	(水)	26
消防施設工事	消防施設工事業	(消)	27
清掃施設工事	清掃施設工事業	(清)	28
解体工事	解体工事業	(解)	29